

**第22回 料金審査専門会合  
事務局提出資料  
～原価算定期間終了後の事後評価～**

**平成29年2月1日（水）**



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 目次

- 1.電気事業利益率等の状況（中部電力を除くみなし小売電気事業者9社）
  - （1）事後評価について
  - （2）料金変更認可申請命令に係る基準
  - （3）料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果  
（参考）各社概況
  
- 2.原価算定期間終了後の追加検証
  - （1）論点
    - ①料金値上後初めて原価算定期間が終了した事業者  
（北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力）
    - ②その他追加検証が必要な事業者（東京電力E P）
  - （参考1）消費者基本計画工程表
  - （参考2）消費者庁からの意見への対応について

# **1. 電気事業利益率等の状況 (中部電力を除くみなし小売電気事業者 9 社)**

# 1. (1) 事後評価について

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時等に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。
- 上記②について、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。(※)

※ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に伴い、同内容は、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に含まれている。

## 従来の事後評価（平成21年8月見直し）

### ①毎年実施する評価

#### <事業者による評価>

年度決算発表時等において料金の妥当性に関する十分な説明を実施。

#### <行政における評価>

決算情報等に基づき、規制部門で営業赤字が生じている場合には、その要因や解消の見通し等について評価し、その結果を公表。

※部門別収支は、自由化部門が赤字の場合のみ公表。

### ②長期間（3年）料金改定がない場合の評価

把握情報等を基に、一般電気事業者の説明の合理性（料金改定の予定がない場合の理由等）を中心に評価した内容について行政が公表。

## 有識者会議を受けた見直し後の事後評価

### ①原価算定期間内における評価

・事業者が、決算発表時等に、決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗状況等を説明。

・部門別収支については、行政及び事業者が常に公表。

### ②原価算定期間終了後における評価

#### <事業者による評価>

・原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けて評価。

#### <行政における評価>

・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の要否について検討。

# 1. (2) 料金変更認可申請命令に係る基準

- 対象となる事業者について、原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく変更認可申請命令の発動の要否を検討することとなっている。

## <ステップ1> 電気事業利益率による基準

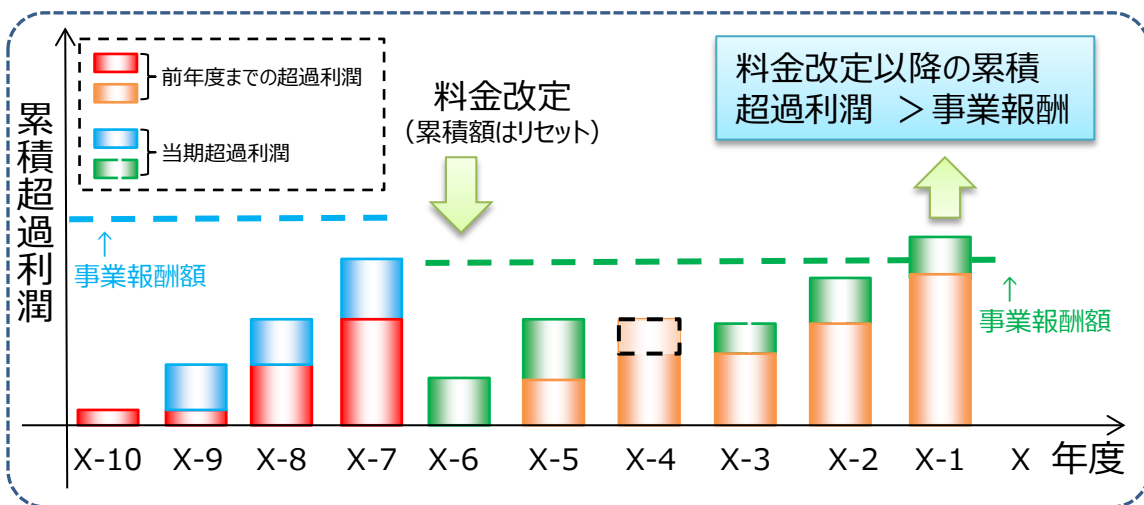
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3カ年度平均）
- ② 電力会社10社の規制部門における電気事業利益率（過去10カ年度平均）

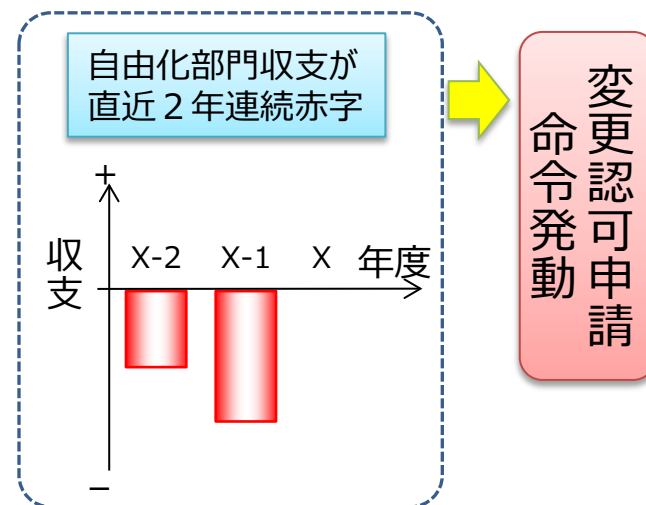
➤ ① > ② の場合 → ステップ2へ

## <ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（≡当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬の額を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



# 1. (3) 料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果①

- 原価算定期間終了後も料金改定を行っていないみなし小売電気事業者（中部電力を除く9社）について、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく電気料金変更認可申請命令の対象となるか否かを検討した。
- 東北電力、東京電力エナジーパートナー(以下、「東京電力EP」という。)を除く上記7社については、<ステップ1> 電気事業利益率による基準に該当せず、変更認可申請命令の対象とならないことが確認された。

## <ステップ1> 電気事業利益率による基準

### (評価結果)

各電力会社の電気事業利益率の直近3年度平均値（平成25年度～平成27年度）は北海道電力△2.1%、東北電力6.2%、東京電力EP5.0%、北陸電力1.0%、関西電力1.1%、中国電力1.2%、四国電力2.1%、九州電力0.3%、沖縄電力2.91%であることを確認した。

電力10社の過去10年度平均値（平成18年度～平成27年度）の電気事業利益率は2.93%であるため、東北電力と東京電力EPを除く7社については、電気事業利益率が電力10社平均を下回っていることを確認した。

直近3年度の規制部門の電気事業利益率及び電力10社の過去10年度の電気事業利益率

	北海道	東北	東京EP ※ 1	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社 10年平均
平成25年度	△12.2%	5.9%	4.2%	0.9%	△1.1%	△0.8%	1.1%	△2.4%	2.8%	
平成26年度	2.2%	5.9%	4.0%	1.7%	△2.7%	4.1%	3.8%	△2.8%	3.5%	
平成27年度	3.7%	6.9%	6.9%	0.4%	7.1%	0.3%	1.3%	6.2%	2.5%	
3年度平均 ※ 2	△2.1%	<b>6.2%</b>	<b>5.0%</b>	1.0%	1.1%	1.2%	2.1%	0.3%	2.91%	2.93%

※ 1 各年度の数値は、東京電力株式会社の利益率。（平成28年4月1日より分社化）

※ 2 各年度の%の単純平均

（出典：各事業者からの部門別収支計算書より当委員会事務局が作成）

# 1. (3) 料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果②

- <ステップ1> 電気事業利益率による基準に該当した東北電力、東京電力EPについても、<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準、自由化部門の収支による基準のいずれにも該当せず、変更認可申請命令の対象とならないことが確認された。

## <ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

### (評価結果)

規制部門の累積超過利潤は、東北電力で28,095百万円、東京電力EPで△131,099百万円であり、両社において一定水準額を下回っていることを確認した。

また、直近2事業年度の自由化部門の電気事業損益は、東北電力で平成26年度が47,951百万円、平成27年度が80,815百万円、東京電力EPで平成26年度が141,736百万円、平成27年度210,041百万円であり、両社において直近2事業年度連続して赤字とはなっていないことを確認した。

### 規制部門の累積超過利潤と一定水準額

(単位：百万円)

	東北	東京EP
平成27年度末超過利潤累積額①	+28,095	△131,099
一定水準額②	+41,879	+147,033
一定水準額を上回っているか。 (①>②か)	No	No

(出典：当委員会事務局での東北電力、東京電力EPへのヒアリングに基づき作成)

### 直近2事業年度の自由化部門の電気事業損益

(単位：百万円)

	東北	東京EP
平成26年度①	+47,951	+141,736
平成27年度②	+80,815	+210,041
2年連続で赤字となっているか。 (①<0かつ②<0か)	No	No

(出典：各事業者からの部門別収支計算書より当委員会事務局が作成)

# (参考) 各社概況① (北海道電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	6,639	6,957	317
営業費用	6,594	6,595	1
うち燃料費	1,929	1,480	△ 448
営業損益	45	361	316
経常損益	△ 87	212	299
当期純損益	42	170	128

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

当年度の収支については、収入面では、販売電力量の減少に加え、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少はあったが、平成26年11月から実施した電気料金の値上げや再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などにより、売上高は、前年度に比べ317億円（+4.8%）増の6,957億円となった。

支出面では、燃料価格の低下による燃料費の減少や経営全般にわたる徹底した効率化への継続的な取り組みなどがあったが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響や経年化対策工事などによる修繕費の増加により、営業費用は、前年度に比べ1億円（+0.02%）増の6,595億円となった。

以上により、営業利益は、前年度に比べ316億円増の361億円となった。

## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	76	104	28
特定規模需要部門（自由化部門）	△ 179	76	256
一般需要・特定規模需要外部部門 （その他部門）	146	△ 9	△ 155
合計	42	170	128

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

一般需要部門（規制部門）の当期純損益は104億円の利益、特定規模需要部門（自由化部門）の当期純損益は76億円の利益となりました。

平成27年度部門別収支における電気事業利益は規制部門が122億円の利益、自由化部門が91億円の利益となりました。

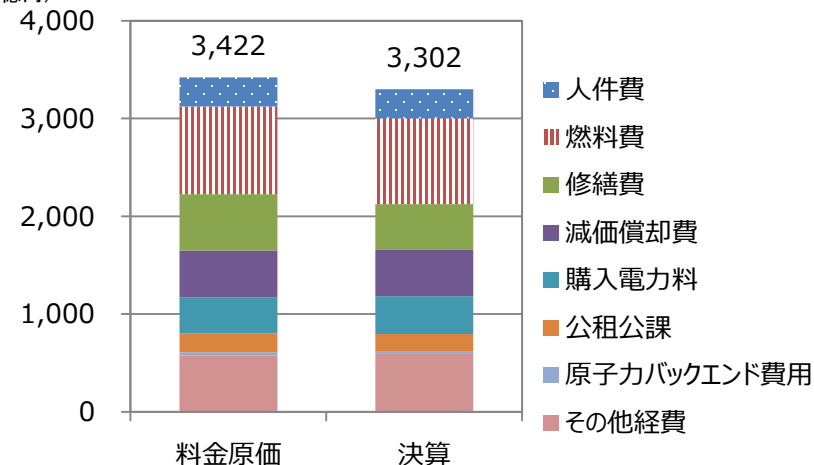
また、利益率は規制部門が3.7%、自由化部門が3.3%となりました。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	25～27年度 料金原価 (3か年平均)	25～27年度 決算 (3か年平均)	差異
電気事業営業収益（a）		3,322	
電気事業営業費用（b）	3,422	3,302	△ 119
人件費	299	295	△ 3
燃料費	896	880	△ 16
修繕費	576	466	△ 109
減価償却費	479	475	△ 3
購入電力料	368	386	18
公租公課	192	182	△ 9
原子力バックエンド費用	34	23	△ 10
その他経費	576	591	15
差引額（a - b）		20	

(億円)



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成25～27年度の3事業年度。電源構成変分認可制度による料金改定の対象科目（燃料費・原子力バックエンド費用・購入電力料等・事業税）について、平成25年度は平成25年改定時、平成26～27年度は平成26年改定時の原価。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)



# (参考) 各社概況② (東北電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	19,516	18,688	△ 827
営業費用	18,111	17,121	△ 989
うち燃料費	5,747	3,952	△ 1,794
営業損益	1,405	1,566	161
経常損益	892	1,199	307
当期純損益	624	799	174

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

売上高は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく再エネ特措法交付金が増加したものの、販売電力量並びに燃料費調整額の減少などにより電灯・電力料が減少したことなどから、前年度に比べ827億円（4.2%）減の1兆8,688億円となった。

一方、営業費用は、安定供給維持のための修繕費が増加したものの、燃料価格の低下などに伴い燃料費が大幅に減少したほか、経費全般にわたり効率化の実施に努めたことなどから、前年度に比べ989億円（5.4%）減の1兆7,121億円となった。

この結果、営業利益は前年度に比べ161億円（11.4%）増の1,566億円となった。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	25～27年度 料金原価 (3か年平均)	25～27年度 決算 (3か年平均)	差異
電気事業営業収益 (a)		7,835	
電気事業営業費用 (b)	7,185	7,201	16
人件費	698	718	19
燃料費	1,881	1,980	98
修繕費	1,035	897	△ 138
減価償却費	981	1,039	58
購入電力料	1,350	1,347	△ 3
公租公課	374	372	△ 2
原子力バックエンド費用	18	30	11
その他経費	842	815	△ 27
差引額 (a - b)		633	

## <部門別収支の概要>

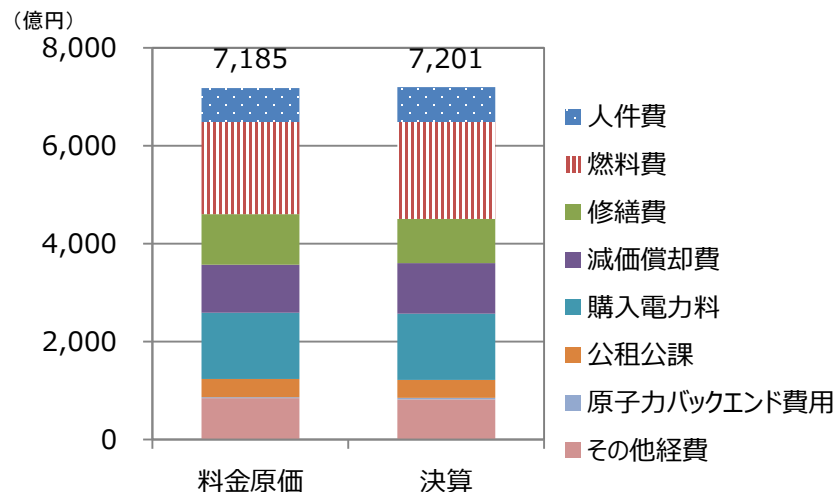
(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	293	325	32
特定規模需要部門（自由化部門）	328	578	250
一般需要・特定規模需要外部門 （その他部門）	2	△ 105	△ 107
合計	624	799	175

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

当社は平成25年9月に料金値上げを実施させていただきましたが、平成27年度の部門別収支における電気事業利益は、一般需要部門が454億円の利益、特定規模需要部門が808億円の利益となりました。

また、利益率は、規制部門が6.9%、自由化部門が10.1%となり、利益率差は3.2%となりました。



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成25～27年度の3事業年度。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)

# (参考) 各社概況③ (東京電力 E P)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	66,337	58,969	△ 7,367
営業費用	63,547	55,562	△ 7,985
うち燃料費	26,509	16,154	△ 10,355
営業損益	2,789	3,407	618
経常損益	1,673	3,275	1,601
当期純損益	4,270	1,436	△ 2,833

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

収入面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことなどから、電気料収入は前年度比12.8%減の5兆2,370億円となった。これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前年度比11.1%減の5兆8,969億円、経常収益は同10.1%減の5兆9,991億円となった。

一方、支出面では、原子力発電の全機停止や為替レートの円安化といった増加要因に対し、原油安等の影響で燃料費が大幅に減少したことに加え、引き続き全社を挙げてコスト削減に努めたことなどから、経常費用は前年度比12.8%減の5兆6,716億円となった。売上高から営業費用を差し引いた当年度における営業損益は、3,407億円の営業利益（前年度比22.1%増）となった。

## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	1,109	1,574	465
特定規模需要部門（自由化部門）	1,395	1,920	525
一般需要・特定規模需要外部部門 （その他部門）	1,766	△ 2,058	△ 3,824
合計	4,270	1,436	△ 2,834

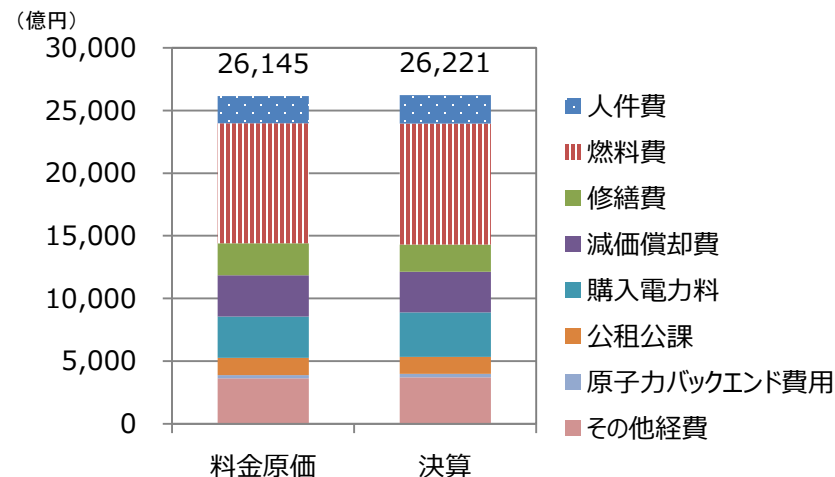
### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

2015年度の電気事業費用は、昨年度に比べ大幅に減少いたしました。これは、主に、原子力発電の全機停止や為替レートの円安化といった費用増加要因があったものの、原油安による費用減少要因がそれを上回ったことから、燃料費が昨年度に比べ大幅に減少したこと、子会社・関連会社との取引価格の削減、外部専門家の活用による調達改革など、引き続き全社を挙げて徹底したコスト削減に努めたことによるものです。一方、2015年度の電気事業収益は、燃料価格の低下が燃料費調整制度により電気料収入単価へ反映されたこと等から減少したものの、収益の減少幅は、費用の減少幅に比べると限定的となりました。その結果、規制部門・自由化部門ともに黒字を確保いたしました（規制部門利益率：6.3%、自由化部門利益率：7.3%）。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	24～26年度 料金原価 (3か年平均)	25～27年度 決算 (3か年平均)	差異
電気事業営業収益（a）		27,911	
電気事業営業費用（b）	26,145	26,221	76
人件費	2,165	2,263	98
燃料費	9,590	9,650	59
修繕費	2,555	2,183	△ 372
減価償却費	3,274	3,248	△ 25
購入電力料	3,292	3,554	261
公租公課	1,383	1,354	△ 28
原子力バックエンド費用	261	268	7
その他経費	3,621	3,697	75
差引額（a - b）		1,690	



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成24～26年度の3事業年度。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)

# (参考) 各社概況④ (北陸電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	5,130	4,941	△ 188
営業費用	4,777	4,653	△ 123
うち燃料費	1,287	1,023	△ 263
営業損益	352	287	△ 64
経常損益	181	189	8
当期純損益	66	87	20

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

売上高は、販売電力量が減少したことなどから、4,941億円（前期比96.3%）となった。

また、営業利益は、経費全般にわたる効率化に努めたものの、販売電力量の減少や石炭火力発電所の稼働減などから、287億円（同81.5%）となった。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	20年 料金原価	27年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,891	
電気事業営業費用 (b)	1,881	1,835	△ 46
人件費	256	246	△ 9
燃料費	340	358	17
修繕費	310	302	△ 8
減価償却費	419	298	△ 121
購入電力料	157	174	16
公租公課	139	130	△ 8
原子力バックエンド費用	18	14	△ 3
その他経費	238	310	71
差引額 (a - b)		56	

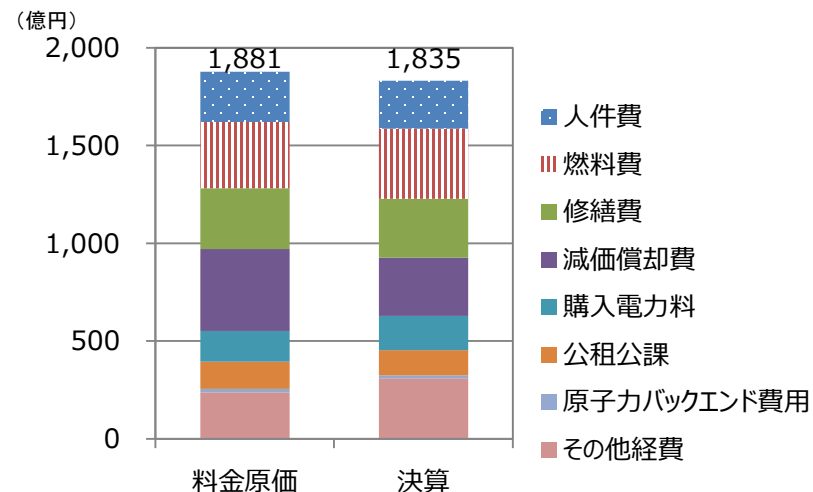
## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	14	△ 9	△ 23
特定規模需要部門（自由化部門）	104	106	2
一般需要・特定規模需要外部門 （その他部門）	△ 52	△ 9	43
合計	66	87	21

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

一般需要部門（規制部門）の当期純利益は、9億円の損失、特定規模需要部門（自由化部門）の当期純利益は、106億円の利益となりました。



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成19年10月～平成20年9月の1年間。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)

# (参考) 各社概況⑤ (関西電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	30,324	28,682	△ 1,641
営業費用	31,632	26,597	△ 5,035
うち燃料費	11,865	7,103	△ 4,762
営業損益	△ 1,308	2,085	3,393
経常損益	△ 1,596	2,001	3,597
当期純損益	△ 1,767	1,185	2,952

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

収入面では、電気料金の値上げを行ったものの、販売電力量の減少や燃料費調整単価の大幅な低下などに伴い電灯電力料収入が減少したことなどから、売上高は28,682億円と前年度に比べて1,641億円の減収(△5.4%)となった。

一方、支出面では、徹底した経営効率化に努めたことに加え、燃料価格の下落により火力燃料費が大幅に減少したことなどから、営業利益は2,085億円と前年度に比べて3,393億円の増益となった。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	25～27年度 料金原価 (3か年平均)	25～27年度 決算 (3か年平均)	差異
電気事業営業収益 (a)		12,570	
電気事業営業費用 (b)	11,857	12,311	453
人件費	1,011	1,099	87
燃料費	3,683	4,023	340
修繕費	1,474	1,078	△ 395
減価償却費	1,418	1,423	4
購入電力料	1,524	1,905	380
公租公課	685	671	△ 13
原子力バックエンド費用	157	166	9
その他経費	1,902	1,943	40
差引額 (a - b)		259	

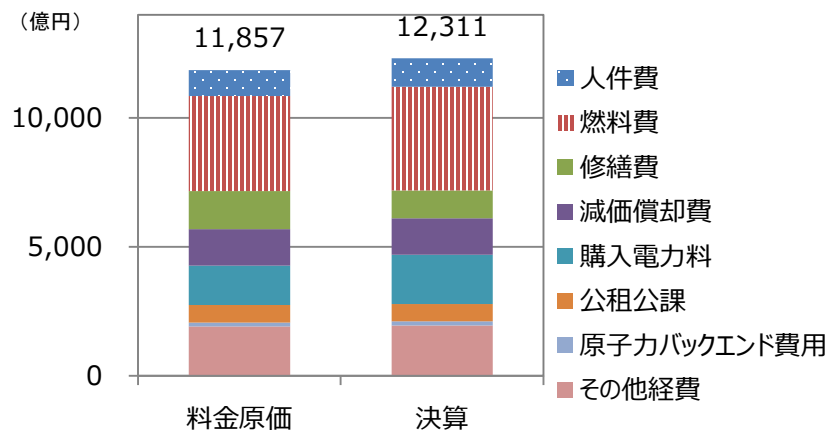
## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門 (規制部門)	△ 312	545	857
特定規模需要部門 (自由化部門)	△ 1,131	611	1,742
一般需要・特定規模需要外部部門 (その他部門)	△ 323	28	351
合計	△ 1,767	1,185	2,952

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

当社の平成27年度の当期純利益(個別決算)は、1,185億円ですが、このたびみなし小売電気事業者部門別収支計算規則(経済産業省令)に基づき、部門別収支を算定した結果、一般需要部門(規制部門)の当期純利益は、545億円、特定規模需要部門(自由化部門)の当期純利益は、611億円となりました。



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成25～27年度の3事業年度。電源構成変分認可制度による料金改定の対象科目(燃料費・原子力バックエンド費用・購入電力料等・事業税)について、平成25～26年度は平成25年改定時、平成27年度は平成27年改定時の原価。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)

# (参考) 各社概況⑥ (中国電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	12,218	11,505	△ 713
営業費用	11,613	11,108	△ 505
うち燃料費	3,645	2,393	△ 1,251
営業損益	604	396	△ 208
経常損益	498	313	△ 184
当期純損益	303	210	△ 92

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

売上高（営業収益）は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の賦課金や交付金の増加はあったものの、販売電力量の減少や燃料費調整制度の影響などにより電気料金収入が減少したことなどから、1兆1,505億円と前年度に比べ713億円の減収となった。

営業費用は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の納付金や修繕費などの増加はあったものの、経営全般にわたる効率化に加え、燃料価格の低下による原料費の減少もあり、1兆1,108億円と前年度に比べ505億円の減少となった。

この結果、営業利益は396億円となり、前年度に比べ208億円の減益となった。

## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	137	10	△ 127
特定規模需要部門（自由化部門）	219	225	5
一般需要・特定規模需要外部部門 （その他部門）	△ 53	△ 25	28
合計	303	210	△ 92

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

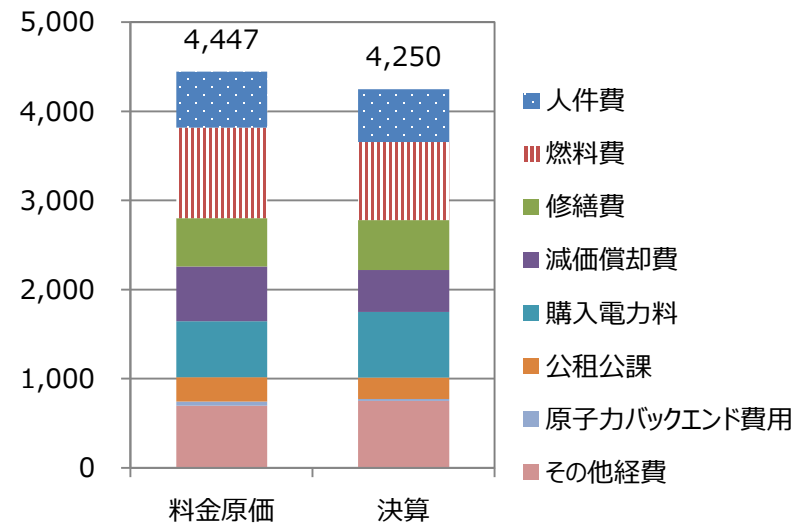
平成27年度の部門別収支を算定した結果、一般需要部門（規制部門）の当期純利益は10億円、特定規模需要部門（自由化部門）の当期純利益は225億円となりました。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	20年度 料金原価	27年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		4,336	
電気事業営業費用（b）	4,447	4,250	△ 197
人件費	628	592	△ 35
燃料費	1,016	875	△ 141
修繕費	540	560	19
減価償却費	613	472	△ 141
購入電力料	631	734	102
公租公課	270	242	△ 28
原子力バックエンド費用	48	20	△ 28
その他経費	696	751	55
差引額（a - b）		85	

(億円)



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成20年度の1事業年度。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)

# (参考) 各社概況⑦ (四国電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	5,945	5,880	△ 65
営業費用	5,728	5,733	4
うち燃料費	1,415	932	△ 482
営業損益	216	146	△ 69
経常損益	194	133	△ 60
当期純損益	93	61	△ 32

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

売上高は、電灯電力需要の減や燃料価格の低下に伴う燃料費調整額の減等により、料金収入が減少したことなどから、前年度に比べ65億円（△0.1%）減収の5,880億円となった。

一方、営業費用は、燃料価格の低下等による需給関連費（燃料費＋購入電力料）の減少はあったが、修繕費が増加したことなどから、前年度に比べ4億円（＋0.06%）増加の5,733億円となった。

この結果、営業利益は、69億円（△31.9%）減益の146億円となった。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	25～27年度 料金原価 (3か年平均)	25～27年度 決算 (3か年平均)	差異
電気事業営業収益 (a)		2,530	
電気事業営業費用 (b)	2,387	2,451	63
人件費	285	299	13
燃料費	538	572	33
修繕費	380	313	△ 66
減価償却費	283	285	2
購入電力料	274	376	102
公租公課	138	135	△ 2
原子力バックエンド費用	37	29	△ 7
その他経費	449	438	△ 10
差引額 (a - b)		78	

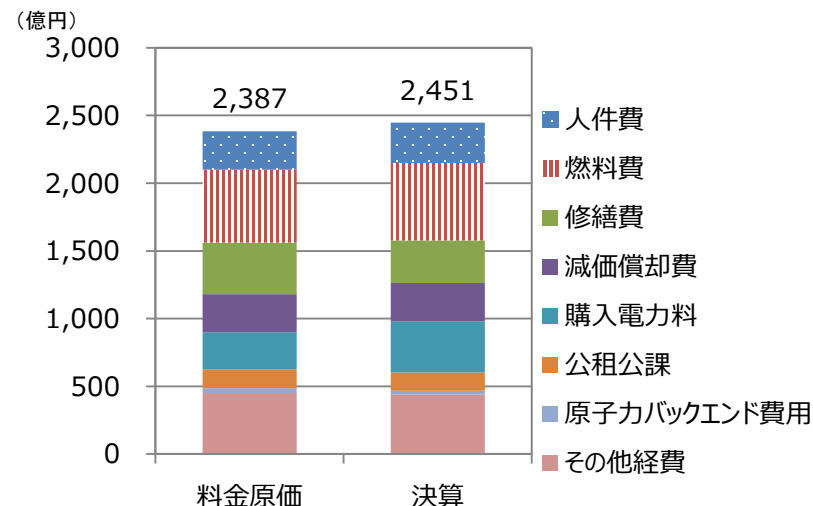
## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門 (規制部門)	62	13	△ 49
特定規模需要部門 (自由化部門)	36	28	△ 7
一般需要・特定規模需要外部部門 (その他部門)	△ 5	19	25
合計	93	61	△ 32

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

平成27年度は、販売電力量は減少したものの、原油価格の低下等に伴う需給関連費（燃料費＋購入電力料）の減少により、規制部門・自由化部門ともに、当期純損益は黒字（規制部門13億円、自由化部門28億円）となりました。



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成25～27年度の3事業年度。  
(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)

# (参考) 各社概況⑧ (九州電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	17,612	17,054	△ 557
営業費用	18,206	16,076	△ 2,130
うち燃料費	6,784	3,647	△ 3,137
営業損益	△ 593	978	1,572
経常損益	△ 930	743	1,674
当期純損益	△ 1,190	653	1,843

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

業績については、売上高は、再エネ特措法交付金は増加したが、燃料費調整の影響による料金単価の低下や販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少したことなどから、前年度に比べ557億円減（△3.1%）の1兆7,054億円となった。

一方、営業費用は、再生可能エネルギー電源からの購入電力料は増加したが、燃料価格の大幅な下落や川内原子力発電所1、2号機の発電再開などにより燃料費が減少したことに加え、グループ一体となった費用削減に取り組んだ結果、2,130億円減（△11.6%）の1兆6,076億円となった。

以上により、営業損益は、前年度の損失593億円から改善し978億円の利益となった。

## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	△ 221	376	597
特定規模需要部門（自由化部門）	△ 815	258	1,073
一般需要・特定規模需要外部部門 （その他部門）	△ 153	18	171
合計	△ 1,190	653	1,843

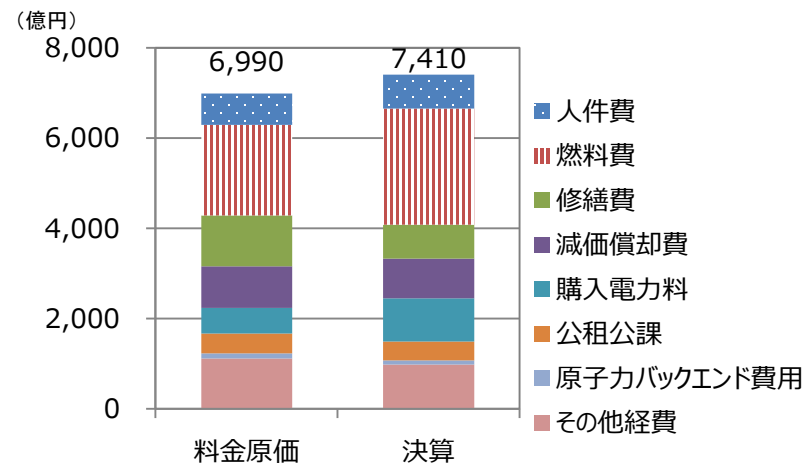
### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

一般需要部門（規制部門）が376億円の利益、特定規模需要部門（自由化部門）が258億円の利益となりました。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	25～27年度 料金原価 (3か年平均)	25～27年度 決算 (3か年平均)	差異
電気事業営業収益（a）		7,566	
電気事業営業費用（b）	6,990	7,410	419
人件費	693	754	60
燃料費	2,011	2,575	564
修繕費	1,127	753	△ 374
減価償却費	921	879	△ 42
購入電力料	569	960	390
公租公課	437	419	△ 18
原子力バックエンド費用	116	87	△ 28
その他経費	1,111	979	△ 132
差引額（a - b）		156	



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成25～27年度の3事業年度。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成) 15

# (参考) 各社概況⑨ (沖縄電力)

## <個別決算の概要>

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	差異
売上高	1,775	1,742	△ 32
営業費用	1,699	1,686	△ 12
うち燃料費	571	461	△ 110
営業損益	75	55	△ 19
経常損益	57	37	△ 19
当期純損益	39	29	△ 10

### ●有価証券報告書から当委員会事務局作成

収支については、販売電力量の増加があったものの、燃料費調整制度の影響により、売上高は前年度に比べ32億円減（1.8%減）の1,742億円となった。

一方、営業費用は、再エネ買取量の増加により他社購入電力料が増加したものの、燃料費や減価償却費が減少したことから、前年度に比べ12億円減（0.8%減）の1,686億円となった。

その結果、営業利益は19億円減（25.6%減）の55億円となった。

## <部門別収支の概要>

(単位：億円)

	平成26年度 当期純損益	平成27年度 当期純損益	差異
一般需要部門（規制部門）	38	27	△ 10
特定規模需要部門（自由化部門）	6	5	△ 0
一般需要・特定規模需要外部部門 （その他部門）	△ 5	△ 4	0
合計	39	29	△ 10

### ●ホームページの部門別収支の説明より抜粋

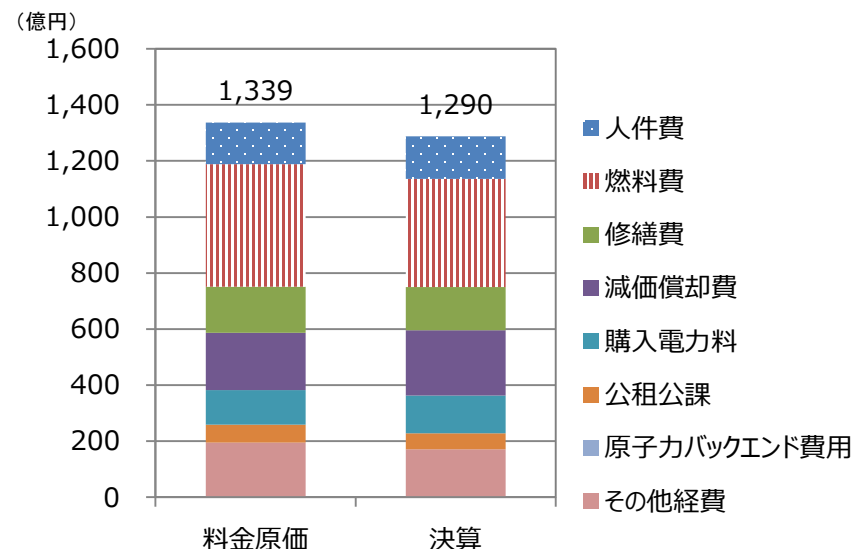
一般需要部門（規制部門）の当期純利益は、27億円、特定規模需要部門（自由化部門）の当期純利益は、5億円となりました。

また、一般需要部門における利益率（当期純利益/電気事業収益）は2.1%、特定規模需要部門における利益率は3.1%となっており、両部門の利益率に大きな差異はございません。

## <規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	20年度 料金原価	27年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		1,341	
電気事業営業費用（b）	1,339	1,290	△ 48
人件費	148	152	4
燃料費	437	386	△ 51
修繕費	165	154	△ 11
減価償却費	204	233	29
購入電力料	124	134	9
公租公課	63	57	△ 5
原子力バックエンド費用	-	-	-
その他経費	195	171	△ 23
差引額（a - b）		50	



(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成20年度の1事業年度。

(出典：各事業者のホームページ公表資料及び事務局ヒアリング結果に基づき当委員会事務局にて作成)



## **2. 原価算定期間終了後の追加検証**

## 2. (1) 論点 ①料金値上後初めて原価算定期間が終了した事業者 (北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、九州電力)

### ①料金原価と実績費用の比較

- 個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。なお、各社において実績が料金原価を上回っている費目は以下の通り。
  - 人件費（東北、関西、四国、九州）
  - 燃料費（東北、関西、四国、九州）
  - 減価償却費（東北、四国）
  - 購入電力料(北海道、関西、四国、九州)
  - 原子力バックエンド費用（東北、関西）
  - その他経費（北海道、関西）

### ②規制部門と自由化部門の利益率の比較

- 規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

### ③経営効率化への取り組み

- 経営効率化への取り組みは、着実に進捗しているか。

## 2. (1) 論点 ②その他追加検証が必要な事業者（東京電力EP）

### ①料金原価と実績費用の比較

- 個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。なお、実績が料金原価を上回っている費目は以下の通り。
  - 人件費
  - 購入電力料
  - その他経費（※）

### ②規制部門と自由化部門の利益率の比較

- 規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

### ③経営効率化への取り組み

- 経営効率化への取り組みは、着実に進捗しているか。

※ その他経費：東京電力EPの資料上は、諸経費と表記。

# (参考 1) 消費者基本計画工程表

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<公共料金における中長期的課題の検討、実施> 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
		<決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保> 電気・ガスの小売料金全面自由化に向けた、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					
		<料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	<料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	<料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			
		<料金適正性の確保> 電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】					

## (参考 2) 「消費者庁からの意見への対応について」 東京電力

### ○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートマークに関する検証も行うため、1 kWh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであると考え。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

1. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議では、部門別収支を毎年公表すること、原価算定期間後には原価と実績の部門別評価を実施すること提言されており、これを受けて「電気料金情報公開ガイドライン」を本年 3 月に見直したところ。
2. また、査定方針案では、今回の審査で終わることなく、認可後の東京電力の料金の妥当性について引き続き監視を続けるべき、具体的には、原価算定期間内においては、毎年度事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の用途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家にとってわかりやすい形で説明すべきとしている。
3. そのため、事後評価の観点から、レートマークに関する検証を行うため、1 kWh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないよう、継続的に監視していく。

(出所：「消費者庁からの意見への対応について」平成 24 年 7 月 19 日経済産業省より抜粋)

## (参考2) 「消費者庁からの意見への対応について」 関西電力・九州電力

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに、継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む。）
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といった分かりやすい形での消費者への定期的公表（実績値や見込額）

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度のあり方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである」とされている。

2. 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（平成24年3月）の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。今年度の部門別収支の公表に当たっては、各社ともホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、関西電力と九州電力については、それぞれ第15回審査専門委員会の資料7及び資料8において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の電力量、料金収入、改定以降の実績を公表し、さらに、それぞれ第2回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の資料5、6において、平成20年料金改定時の原価と改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

（出典：「消費者庁からの意見への対応について」平成25年3月 経済産業省 より抜粋）

## (参考 2) 「消費者庁からの意見への対応について」 東北電力・四国電力①

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに継続的なコスト削減インセティブに関する事後的な検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む）
- ・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といった分かりやすい形での消費者へ定期的公表（実績値や見込額）

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅な削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げにあたっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度のあり方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないように、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

2. 有識者会議報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。今年度の部門別収支の公表に当たっては、各社ともホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、東北電力と四国電力については、それぞれ第27回審査専門委員会の資料7-3及び資料8-3において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の電力量、料金収入、改定以降の実績を公表し、さらに、それぞれ第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の資料2、3においても、平成20年料金改定時の原価と改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

(出典：「東北電力及び四国電力に係る消費者庁からの意見への対応について」平成25年8月 経済産業省 より抜粋)

## (参考 2) 「消費者庁からの意見への対応について」 東北電力・四国電力②

3. 有識者会議報告書においては、料金設定後①原価計算期間内においては、決算発表時に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。なお、同報告書の提言を受け、これまでの自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正している。

4. また、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省としては、料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討することとしたい。

5. なお、電気事業法に基づく値下げの届け出がなされた場合には、経済産業省としては、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

(出典：「東北電力及び四国電力に係る消費者庁からの意見への対応について」平成 25 年 8 月 経済産業省 より抜粋)



## (参考2)「消費者庁からの意見への対応について」 北海道電力①

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに継続的なコスト削減インセティブに関する事後的な検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む）
- ・料金算定的前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といった分かりやすい形での消費者へ定期的公表（実績値見込額）

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げに当たっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度の在り方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないように、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

2. 有識者会議報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。平成23年度の部門別収支の公表に当たっては、北海道電力はホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、第31回審査専門委員会の資料6-2において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の原価、電力量、料金収入、改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

(出典：「北海道電力に係る消費者庁からの意見への対応について」平成25年8月 経済産業省 より抜粋)

## (参考 2) 「消費者庁からの意見への対応について」 北海道電力②

3. 有識者会議報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。なお、同報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正している。

4. また、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省としては、料金認可申請命令の発動基準に基づき収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討することしたい。

5. なお、電気事業法に基づく値下げの届出がなされた場合には、経済産業省としては、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

(出典：「北海道電力に係る消費者庁からの意見への対応について」平成 25 年 8 月 経済産業省 より抜粋)